

○財務省告示第三百四十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年九月三十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十月九日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百六十七回、第二百六十九回、第二百七十一回、第二百七十四回、第二百七十六回、第二百七十八回、第二百八十回、第二百八十二回、第二百八十四回、第二百八十六回、第二百八十八回、第二百九十回及び利付国庫債券（二十年）（第五十三回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（別表） （利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・六%	十年平 日十成 二二 月十七 二七	円百七十四億
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・四%	十年平 日十成 二二 月十七 二七	六百九億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・五%	十年平 日十成 二二 月十七 二七	百五十億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・四%	日年平 九成 月二十 二十七	八十四億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・二%	日年平 六成 月二十 二十七	三十億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・三%	日年平 三成 月二十 二十七	十八億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・三%	十年平 日十成 二二 月十六 二六	九億円

（別表）

十八 象 国債の 平均値
 元 利回り 日本銀行の
 利 金支 日本銀行
 払 場所 財務大臣から
 入 札参加 通知を受けた者
 十九 者
 二十 払込期日 平成二十一年九月三十日

（（利 第二付 五十国 十年庫 三）債 回券 ）	（（利 七第十付 回二年国 ）百）庫 八債 十券	（（利 五第十付 回二年国 ）百）庫 八債 十券	（（利 四第十付 回二年国 ）百）庫 八債 十券	（（利 一第十付 回二年国 ）百）庫 八債 十券	（（利 回第十付 ）二年国 ）百）庫 八債 十券	（（利 七第十付 回二年国 ）百）庫 七債 十券
二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 六 %
十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 六成 月二 二十九	日年平 三成 月二 二十九	十年平 日十成 二二 月十 二八	日年平 六成 月二 二十八	日年平 六成 月二 二十八	日年平 三成 月二 二十八
四十 億 円	百 二 億 円	七 十 八 億 円	三 百 億 円	億三 円百 六 十五	五 十 九 億 円	億九 円百 七 十六